

平成28年5月18日

特別研究員 各位

独立行政法人日本学術振興会
人材育成事業部研究者養成課

マイナンバー法施行に伴う取扱いについて（通知）

平素より独立行政法人日本学術振興会（以下「本会」という。）の事業にご理解・ご協力頂き深く感謝申し上げます。

本会では、従前より研究奨励金の支払が生じた場合には、法令の定めに従い、特別研究員に代わり税金の計算や納付（源泉徴収事務）を行った上、支払調書等を税務署等へ提出しておりました。

この度、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（いわゆる「マイナンバー法」）の施行に伴い、支払調書等には特別研究員のマイナンバー（個人番号）の記載が義務づけられました。

このため、本会におきましても、特別研究員のマイナンバー（個人番号）とそのマイナンバー（個人番号）の正しい持ち主であるかの身元確認書類の取得が必要となった次第であります。

支払調書等へのマイナンバー（個人番号）記載が法令に定められた義務であることをご承知いただき、マイナンバー（個人番号）及び身元確認書類をご送付いただくよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、この事務処理につきましては、下記のとおり外部委託することとしましたので、委託先において実施することについても併せてご承諾いただきますようお願いいたします。

また、ご送付いただきましたマイナンバー（個人番号）及び身元確認書類は、関係法令等に基づき厳格に保管・廃棄するとともに、当該支払調書作成及び税務署等への提出にのみ使用することとし、本件以外の事務においては一切使用いたしません。

記

1. 委託先

神奈川県海老名市本郷2274番地
富士ゼロックス株式会社

2. 委託期間

平成28年3月4日～平成30年3月31日

3. マイナンバー（個人番号）提出について

マイナンバー（個人番号）提出にあたっては、別途、委託先からご案内いたしますので、必ずご確認願います。

【連絡先】

独立行政法人日本学術振興会人材育成事業部
研究者養成課研究者養成第三係
電話 03-3263-4998
email yousei3@jsps.go.jp

マイナンバー収集、利用、保管・廃棄に関する概要

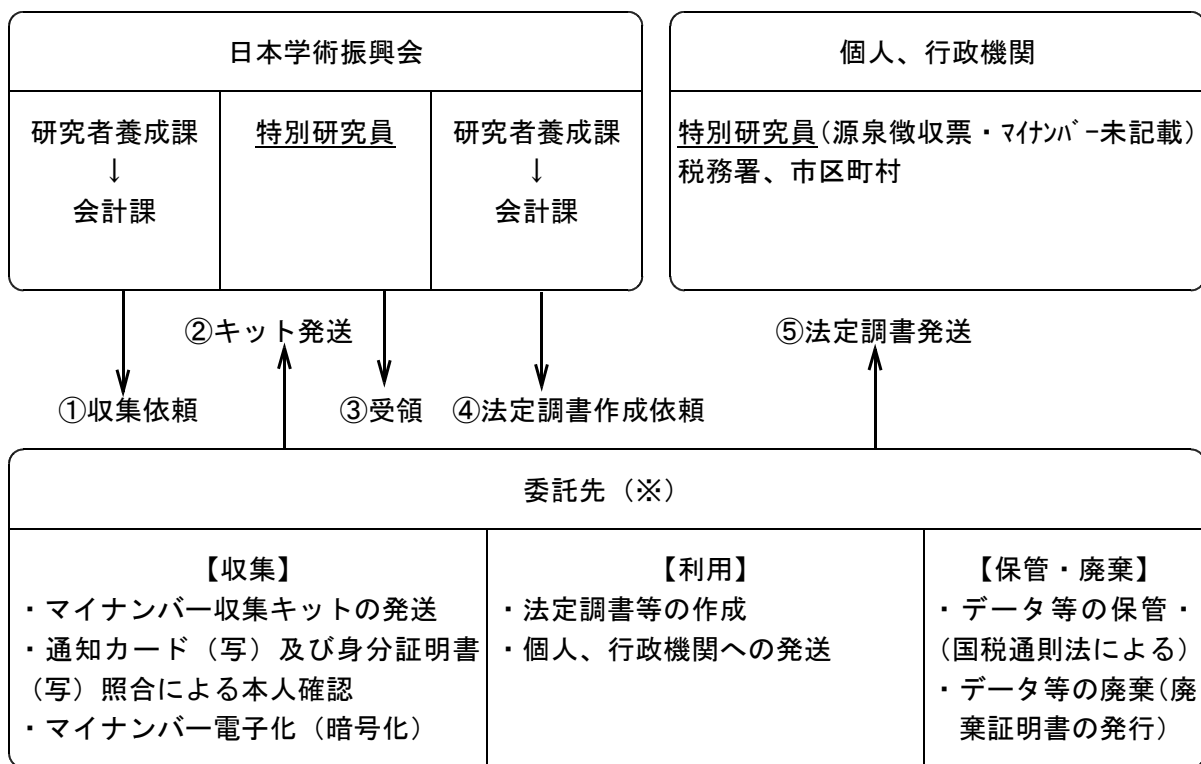
1. マイナンバー利用目的

- ・源泉徴収票、支払調書の作成並びに税務署への提出
- ・給与支払報告書の作成及びに市区町村への提出

2. 主な対象者

- ・評議員、委員、専門委員等（外部委員手当、会議出席者金、書面審査謝金等支給対象者）
- ・講演者、翻訳者、執筆者、校正者、校閲者等（謝金支給対象者）
- ・日本学術振興会特別研究員（研究奨励金支給対象者）

5. 事務処理の流れ



※委託先からの再委託はありません。

①収集依頼

研究者養成課は経理課を通じて委託先にマイナンバー収集を依頼。

②キット発送

委託先は、依頼文、返信用封筒を同封したマイナンバー収集キットを特別研究員に発送。

③受領

マイナンバー専用宛先にて特別研究員から受領。

④法定調書作成依頼

研究者養成課は経理課を通じて法定調書作成を委託先へ依頼。

⑤法定調書提出

委託先を通じて、行政機関に法定調書(所得税・住民税関係)を毎年1月に発送。また、特別研究員へ源泉徴収票(マイナンバーは未記載)を発送。

独立行政法人日本学術振興会における特定個人情報等の安全管理に関する基本方針

平成27年12月28日
規程 第40号

独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）では、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の適正な取り扱いの確保について、組織として取り組むため、基本方針を以下のとおり定めることとする。

1. 特定個人情報等の保護に関する考え方

振興会では、「行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の定めに基づき、特定個人情報等を取り扱う。番号法においては、「独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号。以下「独法個人情報保護法」という。）に定められる措置の特例として、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めていることから、管理体制及び管理規程、取扱規程等を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱うこととする。

2. 特定個人情報等の保護方針

振興会では、特定個人情報等を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱う。

① 法令遵守

特定個人情報等の適正な取扱いに関する法令等（注）を遵守する。

（注）法令等には次のものを含む。

- ・ 番号法
- ・ 独立行政法人個人情報法等関連法令
- ・ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年 特定個人情報保護委員会告示第6号）
- ・ 独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について（平成16年9月14日付け総管情第85号総務省行政管理局長通知、一部改正 平成27年8月25日総管管第71号）

② 安全管理措置

特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な、組織的、人的及び物理的安全管理措置を講ずる。

③ 適正な収集・保管・利用・廃棄、目的外利用の禁止

特定個人情報等は、番号法に定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用、収集・保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄する。また、目的外利用を防止するための措置を講ずる。

④ 委託・再委託

特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先（再委託先を含む。）において、番号法に基づき振興会自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

⑤ 継続的改善

特定個人情報等の保護に関する取扱規程等及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努める。

3. 問い合わせ先（開示請求を含む）

総務企画部 総務課 特定個人情報等保護担当

〒102-0083 東京都千代田区麴町5-3-1

TEL: 03-3263-1803

FAX: 03-3221-2470

※電話による受付時間は平日9:30-17:30